

公安委員会	審査請求に関する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について	令和4年1月27日 長官官房
説明資料No. 1		
<p>1 概要</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)第18条の規定に基づく保有個人情報の開示決定(全部開示)に関し、審査請求がなされたもの。</p> <p>2 審査請求に係る保有個人情報の名称等及び経緯</p> <p>(1) 審査請求に係る保有個人情報の名称等 「平成29年7月27日付け国家公安委員会委員長あて監察請求状など及び当該文書受理簿など付随する行政文書(決裁書など)一式(警察法12条の2関連)」</p> <p>(2) 経緯 令和3年8月2日: 開示請求 3年8月30日: 開示決定(全部開示) 3年11月4日: 審査請求</p> <p>3 審査請求の趣旨</p> <p>「宮城県公安委員会へ回付された付随する行政文書一式(回付書)」についても開示するよう主張し、原処分の変更を求めるもの。</p> <p>4 対応</p> <p>法第43条第1項の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。</p>		

1 特定自動運行に係る許可制度の創設

- (1) 特定自動運行（※）を行おうとする者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。

（※）道路において、自動運行装置を備えている自動車（整備不良車両に該当することとなったとき又は自動運行装置に係る使用条件を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で停止することができるものに限る。）を運行すること

- (2) 都道府県公安委員会は、許可をしようとするときは、国土交通大臣、道路の管理者、市町村の長等の意見を聴かななければならないこととする。
- (3) 遠隔監視のための体制を整えなければならないこととするなど、許可を受けた者の遵守事項や交通事故があった場合の措置等について定める。

2 新たな交通主体の交通方法等に関する規定の整備

(1) 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等

ア 最高速度や車体の大きさが一定の基準（※）に該当する車両を「特定小型原動機付自転車」とする。

（※）最高速度：20km/h 車体の大きさ：長さ190cm×幅60cm（府令事項）

イ 運転免許を要しないこととし（ただし、16歳未満の運転は禁止）、ヘルメット着用を努力義務とする。

ウ 車道通行を原則とする。

エ 一定の速度（※）以下に最高速度が制限されており、それに連動する表示がなされているものについては、例外的に自転車通行可の歩道等を通行することができることとする。（※）6 km/h（府令事項）

オ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする。また、危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命ずることとする。

(2) 遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）の交通方法等

ア 遠隔操作により通行する車であって、車体の大きさや速度が一定の基準（※）に該当するものを「遠隔操作型小型車」とし、歩行者と同様の交通ルール（歩道・路側帯の通行、横断歩道の通行等）を適用する。

（※）最高速度：6 km/h 車体の大きさ：長さ120cm×幅70cm×高さ120cm（府令事項）

イ 遠隔操作型小型車の使用者は、都道府県公安委員会に届け出なければならないこととする。

3 運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備

- (1) 希望者には、運転免許に係る情報を個人番号カードに記録することができることとする。

- (2) 自動車等を運転するときは、上記事項が記録された個人番号カード又は運転免許証を携帯していなければならないこととする。

4 その他

- (1) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務

- (2) 安全運転管理者の選任義務違反に対する罰則の引上げ等

- (3) バス停等における駐停車禁止の規制から除外する対象の拡大 等